

視聴者プライバシー保護WG(第7回) における主な御意見

平成29年6月7日

事務局

1(1) プロファイリングに対する考え方

指摘された論点	構成員等の指摘
<p>プロファイリング自体を否定しない記述への修正</p>	<p>資料7-4の5ページ、3の①において、「長期間保存することによる漏えいやプロファイリングのリスクに配慮」との記述があるが、これまでの個人情報の議論の中でプロファイリング自体は否定的なものとして取り扱われていないことから、誤解を招かないような記述に改めるべき。プロファイリングによる権利利益の侵害等の要素を想定したものであれば、その旨が分かるように言葉を補ってはどうか。【大谷構成員】</p> <p>記述の趣旨は、過剰なプロファイリングに対する懸念と思われるので、「漏えいのリスクや過剰なプロファイリングの懸念に配慮し」としてはどうか。(※構成員から賛同の反応あり。)【小塚構成員】</p>

1(2) 推知の例示について

指摘された論点	構成員等の指摘
<p>要配慮個人情報の推知に関する例示であることの明示</p>	<p>資料7-4の2ページ、「要配慮個人情報」と「趣味・嗜好」の推知について、具体例を対比」と書かれていながら、具体例として挙げられている内容が、思想・信条に偏り過ぎているように思う。【三尾構成員】</p> <p>具体例は、「要配慮個人情報の推知」がわかりにくいという意見を踏まえ追加したものであるため御指摘を踏まえ、「要配慮個人情報の推知として適当な例、不適当な例を対比して記載する」といった趣旨の文言に修正させていただきたい。【事務局】</p>

2(1) 匿名加工情報の利活用イメージ

指摘された論点	構成員等の指摘
匿名加工情報の利活用イメージの提示	資料7-6において、視聴履歴の活用方法のイメージが今ひとつ掴みづらいように思う。視聴履歴を誰が取得して、どのような経路で第三者等に提供が行われ、誰どのように使うのか等の流れをイメージ図等で示した方が、匿名加工情報を提供する意義が明確になるのではないか。【大谷構成員】

2(2) 匿名加工情報としての利活用に対する不同意

指摘された論点	構成員等の指摘
匿名加工情報としての利活用に対するオプトアウトの導入	通信分野の検討を生かせるものとしては、匿名加工情報の利活用に関して、ユーザーからのオプトアウトを受けられるような仕組みを検討しているので、これは、放送の分野でも取り入れることを検討すると良いのではないか。【森主査代理】

2(3) 事業者における個人情報の利活用の選択権

指摘された論点	構成員等の指摘
個人情報の利活用は強制ではないことの確認	民放事業者にとって編成は重要な要素である。「技術的に可能だから」「よりよい番組制作に役立つから」と言って、自由に視聴履歴に関するデータが世間一般に出回ることには心配がある。【オブザーバー（一社）日本民間放送連盟】
	本WGにおける議論は、放送事業者や視聴履歴を取得している事業者において、視聴履歴や匿名加工情報を第三者に提供する場合のルールを整備することを目的としている。視聴履歴や匿名加工情報を第三者に提供させることを強制するものではないことは共通の認識であることと思うが、議論の前提として改めて確認しておくこととしたい。【宍戸主査】

2(4) 適正な取扱いの確保

指摘された論点	構成員等の指摘
認定個人情報保護団体による担保措置	<p>そのような(対象事業者が、指針を遵守しているか否かという点は、一義的には認定個人情報保護団体において指導・監督を行う必要があるものと考えている。その上で、個人情報保護委員会や一部権限委任を受ける事業所管大臣において監督される)制度の下では、認定個人情報保護団体が、事業者における必要な措置や義務が適切に実行されていることを担保する措置を行うことが必要と考える。【小塚構成員】</p>

2(5) 非特定視聴履歴の取扱い

指摘された論点	構成員等の指摘
非特定視聴履歴の記述場所	<p>資料7-6の6ページ目の「4. 非特定視聴履歴の取扱いについて」の項目は、匿名加工情報ではなく、前回の論点の視聴履歴の取り扱いに係る配慮に移動することが適切ではないか。【森主査代理】</p>